

各位

三井住友信託銀行株式会社

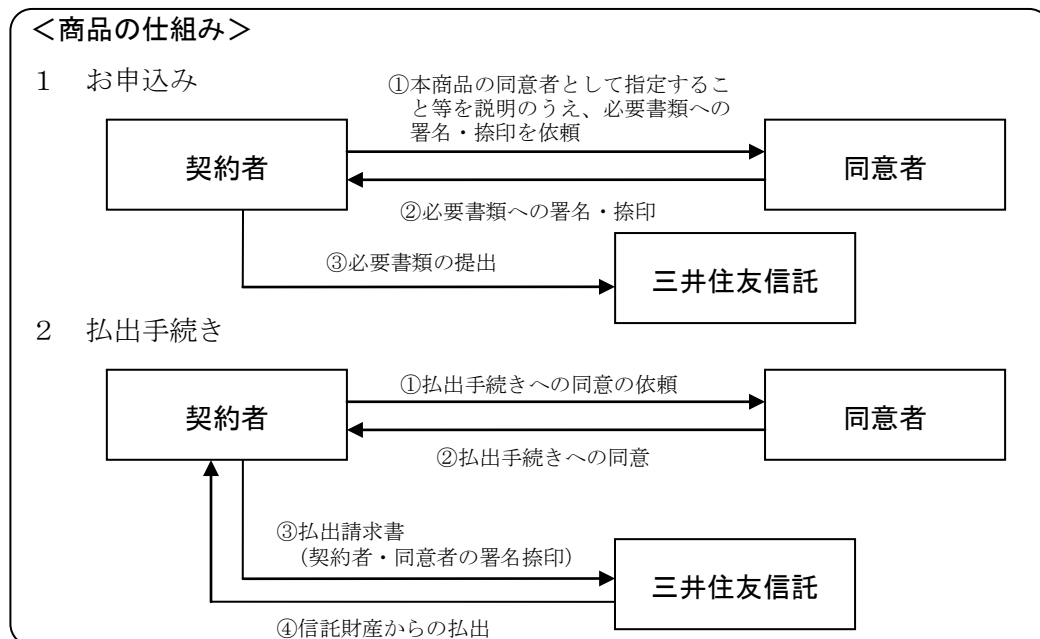
セキュリティ型信託の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、新しい信託商品「セキュリティ型信託」（以下「本商品」）の取り扱いを平成 27 年 9 月 1 日（火）より開始いたします。

本商品は、お客さまに金銭信託へお預け入れいただいたご資金を同意者の同意を得たうえでお支払いする商品です。

本商品の特徴は以下の通りです。

- ・ご契約時に金銭信託にご資金をお預け入れいただき、お客さまの 3 親等内のご親族の中から同意者をご指定いただきます。払出しの際には、お客さまから同意者にお支払い内容等をご説明いただき、当社所定の書面に同意者の署名・捺印をいただいたうえで、当社が金銭信託から必要なお資金をお支払いいたします。本商品をご利用いただくことで、昨今、ますます巧妙化している「振り込め詐欺」等の金融犯罪への対応として役立ちます。
- ・定期的に決まったご資金が必要な場合には、同意者の同意がなくても毎月最大 20 万円までは当社の普通預金口座にご入金することも可能です。



詳しい商品内容は当社本支店までお問い合わせください。

当社では今後もより多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、信託銀行が持つ資産管理と財産承継の機能を活用した新しい商品の開発により、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

<「セキュリティ型信託」の商品概要>

申込者	個人のお客さま
同意者	以下の2つの条件を満たす個人のお客さま（2名まで） ・申込者の3親等以内の成年に達したご親族であること ・当社とお取引があること
商品の内容	お客さまの財産を保護するため、信託金のお支払い時には原則として予め指定した同意者の同意を条件とする払出特約付き金銭信託です
信託期間	5年（満期の際に再度お申し込みが可能です）
申込金額	500万円以上1円単位（追加でお申し込みいただく場合は5,000円以上1円単位）
支払方法	①一時払い方式 当社所定の支払請求書に同意者からの署名・捺印による同意を受けていただき、ご指定のお振込先へご入金します。 ②定時定額払い方式（ご希望される場合） 「毎月26日」または「隔月26日」に1万円以上20万円以下の範囲でご指定いただいた金額をお客さまの当社普通預金口座へご入金します。定時定額払い方式によりお支払いする場合は、同意者の同意は必要ありません。
信託報酬	信託設定時、管理期間中のいずれの場合においても、管理報酬はいただきません。ただし、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として收受します。
取扱店舗	三井住友信託銀行の国内本支店でお取り扱いいたします。
その他	お預け入れいただく金銭信託は、当社が元本補てん契約に基づき元本を保証します（元本保証商品）。